

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	9-1
許認可等の種類	再建計画の変更認可			
根拠法令条例等・条項	漁業再建整備特別措置法施行令第3条第1項			
許認可等の概要	経営維持困難な漁協等漁業者の再建計画の変更認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁業再建整備特別措置法第2条、第3条第2項、第3項、第4項 昭和51年6月1日政令第132号「漁業再建整備特別措置法施行令」第1条、第2条</p> <p>漁業再建整備特別措置法 (定義) 第2条 この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。 2 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が三千トン以下であるもの 二 漁業を営む漁業協同組合 三 漁業生産組合</p> <p>(改善指針) 第3条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)を定めなければならない。 2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項 二 漁業経営の改善の内容に関する事項 三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項 四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項 3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。 4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>漁業再建整備特別措置法施行令 (改善計画に係る漁業協同組合その他の法人) 第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(以下「法」という。)第四条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 漁業協同組合 二 漁業協同組合連合会 三 一般社団法人</p> <p>(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種) 第二条 法第四条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一 遠洋底びき網漁業(漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号。以下「指定漁業を定める政令」という。)第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。) 二 遠洋かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	事務事例がなく処理期間の設置が困難である。			
期間の制定根拠	—			